

## 愛知県環境審議会自然環境保全部会 会議録

### 1 日時

平成 28 年 7 月 4 日（月） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

### 2 場所

愛知県西庁舎 2 階 第 11 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

織田部会長、田中委員、戸丸委員、石田専門委員、  
加藤専門委員、佐藤専門委員、渡邊専門委員

(以上 7 名)

#### (2) 事務局

愛知県環境部：大村技監

愛知県環境部自然環境課：内藤課長、伊藤主幹、天野課長補佐、玉井主査、近藤主査、  
池野技師 (以上 6 名)

#### (3) 傍聴人

なし

### 4 議事

#### (1) 審議事項 ア 大津谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- ・事務局から、資料に基づき説明

#### <質疑応答>

[田中委員] 鳥獣保護区特別保護地区内の規制の中で、「狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能」とあるが、この農業被害等の中に森林被害は含まれているか。これは、鳥獣が若い植えたばかりの木などを食べたり、皮をはいたりという話をよくきくためである。

[事務局] 農業被害等の中に、林業に伴う被害も含まれる。

[織田部会長] あまり聞かないが、実際に被害は出ているのか。

[事務局] 県民の森では、被害はない。

[石田専門委員] 名称の関係で、県民の森が有害鳥獣を保護しているようなイメージを持つので、名称を変更するというのは結構なことだと思う。大津谷という地域がよく分かっていないので、この辺りの字名、大字名なのか教えてほしい。

[織田部会長] この地域はそういう名前なのか、通称的に言われているのか。

[事務局] 大津谷川という川が流れており、そこから名前を採用している。

[田中委員] 地図によると、鳥獣保護区特別保護地区の境界は概ね稜線となっているが、北側については、稜線でもないところを直線で東西に線を引いたような境界となっているのはなぜかが気になる。参考までに分かれば教えてほしい。

[事務局] 前回と同一区域としている。区域境界については確認する。

[織田部会長] ここは民有林が多いのか。

[事務局] 全て民有林であり、その中で県有林が多い。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案通り承認ということにする。

- ・各委員から異議なし

## (2) 審議事項 イ 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

- ・事務局から、資料に基づき説明

### <質疑応答>

[加藤専門委員] 現行計画と次期計画にキジの放鳥がある。生息数の増加を図る目的で平成24年度から実施されており数年経過しているが、現状はどうか。今後の方針に、慎重な対応という記述があるので、この意味を知りたい。

[佐藤専門委員] 猟友会として一言言う。キジの放鳥については、今まで豊橋に養殖業者があったが廃業したため、現在、県内の養殖業者はない。昭和の時代は鳥撃ちが主流だったのが、平成になり、イノシシやシカが増加したため、ほとんどの狩猟者がイノシシ、シカ猟に転向してしまった。

また、豊川などの一級河川ではいくらでも繁殖するが、耕地整理された場所では親が側溝を渡るとヒヨコが側溝の中に落ちたりするため、繁殖がしにくい状況になっている。

[事務局] 放鳥事業については狩猟税の還元ということからも始まったと聞いている。狩猟対象の変化もある。放鳥そのものが生態系にとっても、慎重な対応が必要というところもある。

[佐藤専門委員] 養殖されたキジは、放鳥してもほとんどがキツネ、タヌキ等のエサになるので、産卵するまで生き残るものはごく一部だと思う。

[戸丸委員] 関連して、放鳥というのは、キジの数が少なくなったので、保護するために数を増やすためというより、狩猟者のためにキジを放鳥するという目的でやられてきたということか。

[佐藤専門委員] 大日本猟友会でも大規模な養殖場があったが、廃止する方向になっている。また、農地整備していない頃は、繁殖しやすかったが、今は農地整備され繁殖しにくくなっていることと、整備された公道があり狩猟違反になる可能性が高いからやらないという理由もある。

[織田部会長] この計画に関しては、第12次鳥獣保護管理事業計画検討会で、事務局が案を作って審議する。ここで要望があれば出していただき、事務局の案に反映し検討会でも議論してもらうことになる。そういったことを含めて何かあるか。

[渡邊専門委員] 岡崎市において集団渡来地ということで鳥獣保護区に指定されているが、現状を見ると渡来地というよりは営巣しているようだ。過去の調査では渡来地ではないかということだが、渡来地ではなく身近な鳥獣生息地のような形で検討に入りたい。これは岡崎市の話だが、他でも渡来地のようなところでは、環境の変化により少しずつ状況も変わると思う。県の調査はどのように行っているか教えてほしい。

[佐藤専門委員] 鳥獣保護管理員が調査を通年で実施している。

[事務局] 鳥獣保護区については、調査を今年も実施する。委託調査で状況を把握し、関係市町村等の意見も聞いて決めていく。

[織田部会長] 渡来してくるかは1回だけでは分からない。

[事務局] 今年度は時期計画で変更する部分について、夏季と冬季の2回生息調査を実施する。また、市町村へのアンケートにより意見を聞き取り調査に反映していく。

[織田部会長] この件については、事務局の方針に従って第12次鳥獣保護管理事業計画を作成していくことになる。

[事務局] 12月に検討会があるので、意見があれば計画案に反映していきたい。

[織田部会長] 修正するような意見はないので、原案通りの方針で計画策定を進めることとする。

- ・各委員から異議なし

### (3) 審議事項 ウ 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[佐藤専門委員] カモシカが広範囲に分布するようになっているため、新城市でも捕獲許可をだしてもらえるとありがたい。

[事務局] カモシカは文化財保護法の対象でもあることから、捕獲する上で同法の許可も必要となる。市町村における実施計画では、毎年、許可にあたり参考とする、個体数調整の目標を掲げているので、今回、現状の生息数を推定し、適切な生息の保護、地域個体群を守る、被害がないような捕獲にしていきたい。

[戸丸委員] 平成22年までのデータに基づいて、現行の計画が作られているという理解でよろしいか。次期計画については、頭数の増減等、できるだけ正確に把握してほしい。

[事務局] そのとおり。科学的知見に基づく現状の生息数と今後の推定数・個体数を算定していく。

[戸丸委員] 調査はどのようにしているのか。

[事務局] 昨年度、現状把握のため委託調査を行っている。また、市町村や関係団体からも情報を入手している。

[戸丸委員] 調査結果から実態が変化した場合に、計画を見直すことは可能か。

[事務局] 毎年、柔軟に対応するために、対象市町村が実施計画を作成している。地域の実情を踏まえながら、適切な目標となるように設定している。

[佐藤専門委員] 被害が大きくなってからでは、個体数調整をしきれない。今の個体数を維持してあげることができればよいと思う。

[事務局] 推定数には幅を持たせている。年度ごとに被害状況等を踏まえ、実施計画において目標を設定するのが適切だと考える。

[渡邊専門委員] 計画年数は5年であるが、今の鳥獣の増加状況からみると、途中の見直しも必要だと思う。

[織田部会長] 実際に、5年前の計画と現状は異なっている。今後作成する計画も、意見等を反映したものになってくると思う。

[石田専門委員] 現計画の中で、「その他鳥獣の管理のために必要な事項」というのがあり、被害防除対策等ということで、防護柵の設置等になっているが、手法が大切だと思う。また、造林が増えてくると思うので、造林計画と合うような調整ができるとよいと思う。

[戸丸委員] 動物には県境は関係ないが、他県との連携も必要となってくるのではないかな。

[事務局] 計画策定時には、他県とも協議している。また、県境をまたいで捕獲する場合には、情報交換を密にしながらやっていく。

[石田専門委員] 瀬戸市はイノシシ、ニホンザル、カモシカが対象区域になっているが、ニ

ホンジカだけは対象区域になっていないので、追加してもよいのではと感じる。次期計画の話をされる時に説明してもらえるとよいと思う。

[事務局] 連絡協議会というのがあり、イノシシ、ニホンザル、カモシカで瀬戸市は協議会のメンバーになっている。そこで状況について説明させていただき、当然必要であれば区域内に入れることも可能である。

[織田部会長] 様々な意見が出されたので、これらを踏まえて検討してほしい。また、特定鳥獣保護管理検討会で計画の策定を進めていくことになる。

- ・各委員から異議なし
- ・これまでの審議事項の結果について、環境審議会の会長に報告することとする。

## 5 報告事項

### (1) 生物多様性保全の世界目標「愛知目標」の達成に向けた国際的な協働について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

特になし。

### (2) いらごさららパークについて

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

特になし。